

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスには、グローバル・スタンダード(国際標準)の潮流のなか、国際的なルールの下で、透明性、公平性、スピードが強く要求されています。当社は、業容の拡大とともに株主尊重の方針を掲げ、株主の期待に応えるべく、健全かつ透明性が高く、経営環境の激しい変化に迅速かつ確に対応できる経営体制を確立することが、企業の意思決定の最高機関である株主総会から経営を付託されている企業経営者の重要な課題であると認識しており、これをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、「コーポレートガバナンス・コード」の基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社オール・エム	3,920,000	28.62
堀地 かなえ	2,298,600	16.78
堀地 ヒロ子	1,924,400	14.05
堀地 元	256,000	1.87
銚子丸社員持株会	161,500	1.18
J.P.Morgan Securities plc	59,500	0.43
モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社	43,100	0.31
石田 満	25,000	0.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	24,000	0.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	18,000	0.13

支配株主(親会社を除く)の有無	堀地かなえ 堀地ヒロ子
-----------------	----------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である堀地かなえ及び堀地ヒロ子は、本人、近親者及び所有する会社が保有する当社株式にかかる議決権の合計が、当社の議決権の過半数を超えることから、東京証券取引所(JASDAQ市場)の規定する支配株主にあたります。

当社と支配株主との間で取引が生じた場合には、一般取引条件と同様に適切な取引条件で行うことを基本方針とし、特に多額かつ重要な取引については事前に取締役会で十分に審議したうえで業務執行を行うことにより、少数株主の利益保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山口 忠則	他の会社の出身者											
中嶋 克久	公認会計士											
守屋 達雄	他の会社の出身者											
大島 有紀子	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 忠則	○	○	――	山口忠則氏は、長年行政に携わった豊富な経験と知識を活かして当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、社外取締役といたしました。同氏は、独立役員の属性情報の各項目に該当しておらず、また当社が定める独立性判断基準に抵触しないことから、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

中嶋 克久	○	○	——	中嶋克久氏は、公認会計士であり、監査及び会計の専門家としての見地から当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、社外取締役といたしました。同氏は、独立役員の属性情報の各項目に該当しておらず、また当社が定める独立性判断基準に抵触しないことから、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
守屋 達雄	○	○	——	守屋達雄氏は、社会保険労務士であり、労務の専門家としての見地から当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、社外取締役といたしました。同氏は、独立役員の属性情報の各項目に該当しておらず、また当社が定める独立性判断基準に抵触しないことから、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
大島 有紀子	○	○	——	大島有紀子氏は、弁護士であり、法務の専門家としての見地から、当社の論理にとらわれず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、社外取締役といたしました。同氏は、独立役員の属性情報の各項目に該当しておらず、また当社が定める独立性判断基準に抵触しないことから、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会が、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人から監査等委員会補助者の任命を求めることができるものとしており、監査等委員会補助者の独立性を確保するため、当該補助者の人事異動及び評価については監査等委員会の意見を尊重するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、取締役社長直轄の内部監査部門として内部監査室(2名)を設置しており、内部監査計画に基づいて内部監査を実施しております。内部監査に係る状況につきましては、監査等委員会に随時報告するほか、意見交換会において監査等委員会、会計監査人と相互に情報交換を行っております。

各監査等委員である取締役は、内部監査室と相互に連携し、必要に応じて指示を行い、会計監査人の会計監査の立会をはじめ、決裁書類等の閲覧、店舗の定期調査等を通じ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行の監査を行っております。

また、内部監査室と監査等委員会、会計監査人とは意見交換会を必要に応じて開催し、相互の情報交換、意見交換を行う等、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役4名全員を独立役員に指定しております。

また、当社は、適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えております。なお、社外取締役の独立性の基準を明らかにすることを目的として、社外取締役の独立性に関する基準を以下のとおり制定しております。

同基準については、監査等委員会からも同意の表明を受けております。

< 社外取締役の独立性に関する基準 >

社外取締役(その候補者も含む。以下同じ。)が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

当社を主要な取引先とする者
当社を主要な取引先とする会社の取締役等
当社の主要な取引先である者
当社の主要な取引先である会社の取締役等
当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
当社の10%以上の議決権を保有する会社の取締役等
当社が10%以上の議決権を保有する会社の取締役等
当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者
当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
当社の業務執行取締役、常勤監査等委員(常勤監査等委員を選定している場合に限り)が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の取締役等
上記 ~ に直近事業年度において該当していた者
当社の取締役等の配偶者または二親等以内の親族

- (注) 1. 本独立性基準 及び において、「当社を主要な取引先とする者(または会社)」とは、「直近事業年度におけるその者(または会社)の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者(または会社)」をいう。
2. 本独立性基準 、 、 、 及び において、「取締役等」とは、「業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者」をいう。
3. 本独立性基準 及び において、「当社の主要な取引先である者(または会社)」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者(または会社)、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者(または会社)」をいう。
4. 本独立性基準 、 、 及び において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。

譲渡制限付株式報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるための中長期的なインセンティブ報酬として付与したものであります。そのため、短期的な業績指標ではなく、中長期的な企業価値向上への取り組みを重視する観点から、職位に応じた一定の割合での支給としております。

なお、現金報酬と業績連動報酬の支給割合の決定に関する方針は定めておりませんが、業績連動報酬の総報酬額に対する割合は、10～20%となっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の総額が1億円以上付与されている取締役がないため、個別報酬の開示はしていません。
なお、全取締役の総額の開示に加え社外役員の総額を開示しております。

2019年5月期における役員報酬 158.8百万円(うち社外役員 17.6百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬は、基本報酬としての現金報酬と、譲渡制限付株式報酬により構成されております。現金報酬と譲渡制限付株式報酬は、役位ごとの役割のほか、経営環境、業績、関連する業界の他社の報酬水準、従業員に対する処遇との整合性を考慮して適切な水準を定めることを基本としております。現金報酬と業績連動報酬の支給割合の決定に関する方針は定めておりませんが、業績連動報酬の総報酬額に対する割合は、10～20%となっております。

なお、譲渡制限付株式報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるための中長期的なインセンティブ報酬として付与したものであります。そのため、短期的な業績指標ではなく、中長期的な企業価値向上への取り組みを重視する視点から、職位に応じた一定の割合での支給としております。

監査等委員である取締役及び社外取締役については、独立性を担保する等の観点から基本報酬としての現金報酬のみとし、業績等と連動する株式報酬制度の対象とはしていません。報酬額については、専門的な知識と経験及び高い見識を有する人材の確保並びに独立役員としての監督及び監査機能を有効に機能させること等を考慮して適切な水準を定めることを基本としております。

当社の役員報酬については、株主総会の決議により定められた取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定します。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額200,000千円以内(うち社外取締役20,000千円以内、ただし、使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。また、上記報酬枠とは別枠で、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の限度額として年額100,000千円以内と決議いただいております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、責任範囲の大きさ、業績等を勘案して報酬案を作成のうえ、これを監査等委員会に提出し、監査等委員会がその算定根拠等を精査・確認することで決定します。各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役が取締役会に確実に参加できるよう、定例取締役会の年間スケジュールを予め決定しております。

また、取締役会において、社外取締役が十分な意見、指摘及び質問が行うことができるように、取締役会の議案及び報告事項については、事前準備に要する期間に配慮して、資料の送付または説明を行うよう努めております。さらに取締役会の資料以外にも、会社から社外取締役に対して、必要に応じ、十分な情報が提供されるようにしております。

取締役会の議題、審議時間および開催頻度は、重要な業務執行の決定及び職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定しております。

当社は、社外取締役で構成される監査等委員会が、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人から監査等委員会補助者の任命を求めることができるものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の企業統治の体制については、取締役会を中心に、監査等委員会、内部監査室、会計監査人等の連携により構成されております。

1. 取締役会

当社の取締役会は、提出日現在、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役4名)で構成されております。取締役会は原則として月1回の定例取締役会が開催され、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営に関する重要事項の報告及び決議を行っております。

2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、提出日現在、監査等委員である社外取締役4名(うち常勤の監査等委員である取締役1名)で構成されております。なお監査等委員である取締役4名のうち3名については、公認会計士、社会保険労務士、弁護士であり、財務・会計・労務・法務に関する専門的な知見をそれぞれ有しております。

監査等委員である取締役は、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席して意見を述べるとともに、内部監査室と連携し、必要に応じ指示を行い、リスク管理体制の構築・運用状況の監査を行っております。さらに、監査等委員会を定期的に開催し、監査等委員である取締役間での情報・意見交換を行い経営監視機能の向上を図っております。

また、内部監査室と監査等委員会、監査法人とは意見交換会を必要に応じて開催し、相互の情報交換、意見交換を行う等、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

3. 経営会議

当社の経営会議は、提出日現在、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名、部室長その他取締役社長に指名された者7名で構成されております。経営会議は原則として月1回の定例会議が開催され、経営に関する重要事項の情報共有及び取締役会上程事項の報告及び審議を行っております。

4. 危機管理委員会

当社の危機管理委員会は、提出日現在、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名、部室長その他取締役社長に指名された者7名で構成されております。危機管理委員会は、年2回の定例委員会が開催され、必要に応じて臨時委員会を開催しており、各部門から報告されたりリスクに関する情報を共有し、当社の企業活動における具体的なリスクを特定するとともに、対策等について協議・決定を行っております。

5. コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、提出日現在、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名、各部室長その他取締役社長に指名された者7

名で構成されております。コンプライアンス委員会は、年2回定例委員会が開催され、必要に応じて臨時委員会を開催しており、コンプライアンス体制の整備、維持、向上を図っております。

6. 内部監査

当社は、取締役社長直轄の内部監査部門として内部監査室(2名)を設置しており、内部監査計画に基づいて内部監査を実施しております。監査結果は速やかに取締役社長へ報告され、不備事項については取締役社長承認の下、関係部署に説明・指導を徹底することで不備事項の改善に役立てております。

これらの内部監査に係る状況につきましては、監査等委員会に随時報告するほか、意見交換会において監査等委員会、会計監査人と相互に情報交換を行っております。

7. 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 : 大録 宏行、堀井 秀樹

(注)継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他 8名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

e. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して、品質管理をはじめ監査チームの独立性や専門性等について、日本監査役協会が公表しています「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて質問、照会し、この回答内容を踏まえて監査法人と意見交換をした結果、会計監査人として、職務の遂行が適正に行われることを確保する体制が整備されていることを確認しております。

8. 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役山口忠則、中嶋克久、守屋達雄及び大島有紀子の各氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、責任限定契約の適用は社外取締役が責任の原因となった職務について、善意かつ重大な過失のないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

取締役会の監督機能強化によるコーポレートガバナンス体制の一層の充実という観点から、自ら業務執行しない社外取締役の機能を活用することにより、経営の基本方針や経営上の重要事項について迅速で適確な決定を行うとともに、社内と社外の両方の観点から業務執行の状況を逐次監督する体制とすることにより、中長期的な企業価値の向上を図るものであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知の発送については、早期発送の実現に努めていく方針としております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会に一人でも多くの株主が出席できるように、開催日の設定を考慮していく方針としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算及び年度決算開示後にアナリスト・機関投資家向けの定期的な決算説明会を開催する方針としております。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載ホームページ： http://www.choushimaru.co.jp 掲載情報： IRニュース、財務ハイライト、決算短信、有価証券報告書 他	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員： 代表取締役社長 石田 満 IR担当部署： 管理部 IR事務連絡責任者： 取締役管理本部長 仁科 善生	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を構築するため、内部統制の基本方針を定めております。取締役社長は、内部統制の整備に関する最高責任を負い、本基本方針に基づく必要な社内規程等の整備、運用を徹底するとともに、基本方針及び社内規程等を状況変化に応じて適宜見直すことにより、内部統制の実効性の維持向上を図っております。

当社の内部統制の基本方針は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び、「経営理念」等に定めた経営の基本的方向性や、行動の規範に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督するものとする。
取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令・定款・取締役会決議及び「組織規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行するものとする。
コンプライアンス体制の基礎として、取締役社長を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス管理規程」の徹底によりコンプライアンス体制の整備、維持、向上を図るものとする。
取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに「コンプライアンス委員会」に報告するとともに、遅滞なく監査等委員会及び取締役会に報告するものとする。
法令違反その他コンプライアンスに関する事項についての通報体制として「コンプライアンス委員会」及び内部通報システムを整備し、内部通報制度（ホットライン）に基づきその運用を行うこととする。
取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、取締役社長及び監査等委員会にその結果を報告するものとする。また、判明した指摘・提案事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施するものとする。
監査等委員会は、必要があると認めたときは、内部監査室に対して調査を求め、またはその職務の執行について具体的に指示するものとする。また、監査等委員会は、コンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認める場合には、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載ある文書等（電磁的記録を含む）を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理するものとする。
上記の文書等は、取締役が常時、閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「危機管理規程」の徹底を図るとともに、必要なリスク管理体制の整備・強化を実施するものとする。
地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取り扱い商品に対するクレームリスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理規程」に則りリスクの発生に備えるものとし、また、情報漏洩リスクについては「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」の定めるところに従い管理するものとする。
経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるため、「危機管理委員会」を直ちに招集し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力を求め、迅速な対応を行うものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定するものとする。
取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤の業務執行取締役及び部長等が出席する経営会議を原則毎月1回以上開催し、職務執行に関する基本的事項や本部経営課題について討議し、取締役社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
取締役会の決定に基づく職務執行については「組織規程」「稟議規程」において各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定め明確化を図ることとする。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）及び使用人から監査等委員会補助者の任命を求めることができるものとする。
6. 前項の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会補助者の独立性を確保するため、当該補助者の人事異動及び評価については監査等委員会の意見を尊重するものとする。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会補助者は、監査等委員会に係る業務については監査等委員会の指示のみに従い、監査等委員以外の取締役の指揮・命令を受けないものとし、これにより監査等委員会の指示の実効性を確保する。
8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役及び使用人は、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の重要事項について、適時適切に監査等委員会に報告するものとする。
監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できるものとする。
9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

10. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、代表取締役、取締役及び会計監査人と各々、必要に応じ意見交換会を開催できるものとする。
内部監査室は、監査等委員会との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図るものとする。
監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとする。
12. 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。
13. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は、企業行動規範において、「役職員等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、一切の関係を遮断しなければならない。」と掲げており、反社会的勢力に対する当社の基本方針を「反社会的勢力対応規程」に定めております。

当社の反社会的勢力に対する基本方針は、以下のとおりです。

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人による被害を防止するために、次の基本方針を宣言します。

反社会的勢力との関係を一切遮断するため、全役職員等が断固たる姿勢で取り組みます。
反社会的勢力による被害を防止するために、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
反社会的勢力の不当要求に対応する役職員等の安全を確保します。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

1. 対応統括部署の設置状況
管理部を反社会的勢力対応部署とし、同部が反社会的勢力に関する事項を統括管理しております。
2. 外部の専門機関との連携状況
反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携をとっております。
3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
業務上取得する、あるいは警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関から提供を受ける反社会的勢力に関する情報について、反社会的勢力対応部署にて一元管理するものとする。
4. 社内規程・マニュアルの整備状況
「反社会的勢力対応規程」を制定するとともに、「危機管理規程」・「危機管理マニュアル」において、反社会的勢力に対する具体的対応を定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実については、迅速、正確かつ公平に開示するという考えに基づき、適時適切な会社情報の開示を実行するための社内体制を整備しております。

1. 決定事実

情報取扱責任者が、重要性の判断及び情報開示の要否を検討し、開示が必要な場合は、取締役会に具申したうえで、取締役会における承認の後、情報取扱責任者を經由して速やかに公表されます。

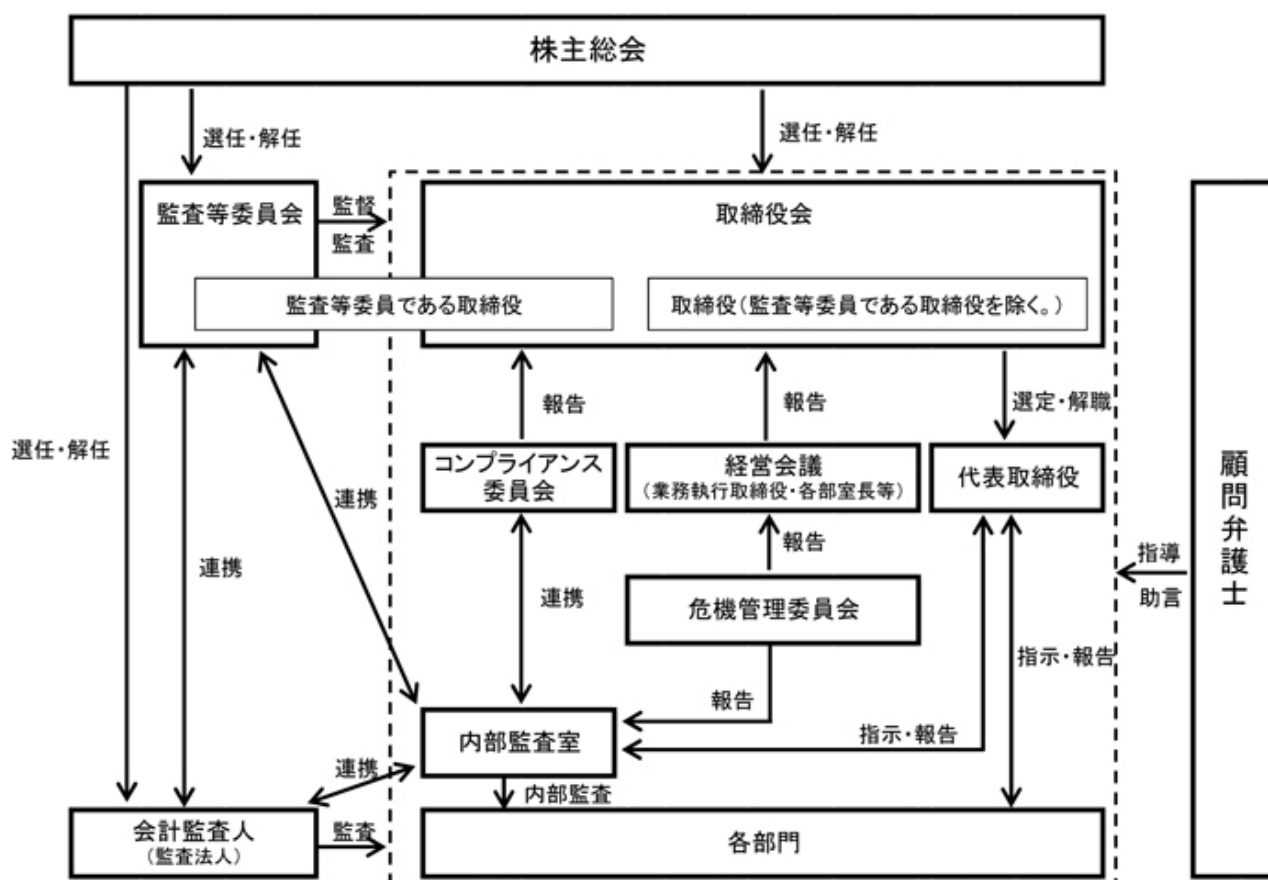
2. 発生事実

担当部署が、発生を認識した時点で速やかに情報取扱責任者に報告を行います。情報取扱責任者が、重要性の判断及び情報開示の要否を検討し、開示が必要な場合は、代表取締役に具申したうえで、代表取締役の指示のもと情報取扱責任者を經由して速やかに公表されます。

3. 決算情報

経理課が、四半期を含む決算内容及び業績・配当予想の修正等の原案を取りまとめ、情報取扱責任者に報告を行います。情報取扱責任者が、重要性の判断及び情報開示の要否を検討し、開示が必要な場合は、取締役会に具申したうえで、取締役会における承認の後、情報取扱責任者を經由して速やかに公表されます。

(内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制)



(適時開示体制)

